

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年7月19日

盛岡赤十字病院

院長 松田 壯正

1. 売却物件（土地） ※以下の不動産を一括売却とする。

所 在：岩手県岩手郡雫石町大字南畑第32地割字南舛沢

地 番：259番1

地 目：宅地

地 積：2855.00 m²

実 測：2873.25 m²

所 在：岩手県岩手郡雫石町大字南畑第32地割字南舛沢

地 番：259番2

地 目：宅地

地 積：1778.00 m²

実 測：1767.77 m²

所 在：岩手県岩手郡雫石町大字南畑第32地割字南舛沢

地 番：263番

地 目：宅地

地 積：8702.00 m²

実 測：8675.23 m²

所 在：岩手県岩手郡雫石町大字南畑第32地割字南舛沢

地 番：264番

地 目：宅地

地 積：5439.00 m²

実 測：5446.62 m²

所 在：岩手県岩手郡雫石町大字南畑第 32 地割字南舛沢

地 番：266 番

地 目：山林

地 積：5260.00 m²

実 測：5274.03 m²

※公法上の制限 都市計画区域内、建ぺい率 70%、容積率 200%

2. 一般競争入札参加資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(キ) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(2) 公告の日から開札の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は岩手県内で行われた不正行為等に基づき、岩手県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、岩手県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する

期間を対象とした上で、上記申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

- (3) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

所在地：岩手県盛岡市三本柳6地割1番地1

施設名：盛岡赤十字病院

担当者：施設管理課 課長 松橋

T E L : (019) 637-3111 (内線 388)

(2) 入札説明書等の配付期間及び場所

期間：令和元年7月19日(金)～令和元年7月26日(金)

土曜、日曜及び祝日を除く 10時00分～16時00分

場所：上記3(1)に同じ。

(3) 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期間及び場所

期間：令和元年7月19日(金)～令和元年7月30日(火)

土曜、日曜及び祝日を除く 10時00分～16時00分

場所：上記3(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。令和元年7月30日必着)により提出すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

日時：令和元年8月9日(金)10時00分から

場所：盛岡赤十字病院 2階 会議室

提出方法：入札書は上記日時、場所において持参により提出すること。

郵送またはFAXによる入札は認めない。

4. その他

(1) 入札保証金及び契約履行保証

ア 入札保証金 免除とする。

イ 契約履行保証 免除とする。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の入札、申込書その他提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格以上であって、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 用途制限及び違約金

落札者に対して、売買物件の用途制限を次のとおり設ける。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する施設の用に供してはならない。

ウ 落札者は、上記の義務に違反したときは、違約金として、売買代金の3割を一括して盛岡赤十字病院に支払わなければならない。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ。

(9) 本件競争入札に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。

(10) 不動産売買契約締結時に売買代金の1割を内金として支払い、残金は所有権移転登記に必要な書類受領と同時に支払うこと。

(11) 詳細は入札説明書による。